

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法及び同法施行令

における私立専修学校各種学校関係条文

①私立の専修学校・各種学校を設置する私立学校法第 64 条第 4 項に規定する法人、又は学校法人以外の法人(例えば、宗教法人、社会福祉法人、財団法人等)は、施行令第 1 条第 1 項第 11 号に該当する。

②私立の専修学校・各種学校を設置する個人は、施行令第 1 条第 1 項第 1 号に該当する。

【参照条文】

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法

(支援決定)

第 19 条 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(次に掲げる事業者を除く。)は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。

一 資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者

二～四 (略)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成 23 年法律第 113 号)第 19 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号、(中略)の規定に基づき、この政令を制定する。

(大規模な事業者等)

第 1 条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(以下「法」という。)第 19 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる者以外の事業者とする。

一 資本金の額又は出資の総額が 3 億円(小売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を主たる事業とする事業者については 5 千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については 1 億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人(小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。))を主たる事業とする事業者については 100 人、旅館業を主たる事業とする事業者については 200 人、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。))を主たる事業とする事業者については 900 百人)以下の会社及び個人

二～十 (略)

十一 資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の事業者(会社、個人及び第 2 号から前号までに掲げる者を除く。)

十二 (略)

2～5 (略)